３　第四条の表一の項の特別帯域透過端末回線伝送機能の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価及び利潤の総額（特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。）を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数（特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。）で除して得た額をもって設定するものとする。

４　前項の規定にかかわらず、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数（特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。）が零である場合にあっては、第四条の表一の項の特別帯域透過端末回線伝送機能の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価及び利潤の総額（き線点近傍の電柱等から第一種指定市内交換局までの間の設備に係るものを除く。）を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数で除して得た額をもって設定するものとする。

［削る］

［削る］

（一般中継系ルータ交換伝送機能に係る接続料）

第十八条の二　第四条の表六の二の項の一般中継系ルータ交換伝送機能に係る接続料は、通信量を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りでない。

（ＳＩＰサーバ機能に係る接続料）

第十八条の三　［略］

第六章　その他の接続料

（その他の接続料に係る法第三十三条第四項第二号の総務省令で定める方法）

第十八条の四　法定機能に係る接続料以外の接続料に係る法第三十三条第四項第二号の総務省令で定める方法は、前三章の規定に準じて算定する方法とする。

第七章　通信量等の記録

（通信量等の記録）

第十九条　法第三十三条第十二項の規定による通信量又は回線数の記録は、法定機能ごとに、通信量にあっては別表第六様式第一により、回線数にあっては別表第六様式第二により行うほか、認可接続約款等において第十四条第三項の規定に基づき設定した単位（次項及び第三項において「設定単位」という。）の通信量又は回線数にあっては適宜の様式により行わなければならない。

２　法第三十三条第十二項の総務省令で定める事項は、別表第七に掲げるもの及びそれ以外の設定単位（通信量及び回線数以外のものに限る。次項において同じ。）とする。

３　法第三十三条第十二項の規定による前項の事項の記録は、別表第七に掲げるものにあっては別表第八により、それ以外の設定単位にあっては適宜の様式により、行わなければならない。

４　第一項及び前項の記録は、毎事業年度経過後六月内を期限として行い、その結果は三年間保存しておかなければならない。

５　第一項及び第三項の記録並びに前項の保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

第八章　再計算

（接続料の再計算の期間）

第二十条　法第三十三条第十四項の総務省令で定める期間は、一年間とする。

３　第一項の機能（特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。）の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価及び利潤の総額（特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。）を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数（特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。）で除して得た額をもって設定するものとする。

４　前項の規定にかかわらず、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数（特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。）が零である場合にあっては、第一項の機能（特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。）の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価及び利潤の総額（き線点近傍の電柱等から第一種指定市内交換局までの間の設備に係るものを除く。）を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数で除して得た額をもって設定するものとする。

第十八条の二　削除

第十八条の三　削除

（一般中継系ルータ交換伝送機能に係る接続料）

第十八条の四　第四条の表六の二の項（一般中継系ルータ交換伝送機能に限る。）の機能に係る接続料は、通信量を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りでない。

（ＳＩＰサーバ機能に係る接続料）

第十八条の五　［同上］

［新設］

第六章　［同上］

（通信量等の記録）

第十九条　法第三十三条第十二項の規定による記録をしようとする者は第四条に規定する機能ごとに、通信量にあっては別表第六様式第一により、回線数にあっては別表第六様式第二により記録しておかなければならない。

２　法第三十三条第十二項の総務省令で定める事項は別表第七に掲げるものとする。

３　法第三十三条第十二項の規定による記録をしようとする者は、前項の事項を別表第八により記録しておかなければならない。

４　法第三十三条第十二項の規定による記録をしようとする者は、第一項及び前項の記録を毎事業年度経過後六月内を期限として行い、その結果を三年間保存しておかなければならない。この場合、第一項及び前項の記録は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によりすることができる。

［新設］

第七章　［同上］

（接続料の再計算の期間）

第二十条　法第三十三条第十四項の総務省令で定める期間は、一年間とする。